

大第1331号
令和6年3月21日

一般社団法人千葉県トラック協会 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

千葉県環境保全条例及び自動車NOx・PM法に基づく周知依頼について

日頃より、本県の環境行政についてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、千葉県環境保全条例では、千葉県内において自動車（軽自動車・二輪車・特殊自動車を除く。）を30台以上使用している事業者は、「自動車環境管理計画書」を提出する義務があり、さらに自動車NOx・PM法に基づく対策地域内において自動車（軽自動車・二輪車・特殊自動車を除く。）を30台以上使用している場合、「自動車使用管理計画書」を別途提出する義務があります。

また、同条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジンの停止並びに、収容能力20台以上又は面積500平方メートル以上の駐車場の設置者及び管理者には駐車場の利用者がアイドリング・ストップをするよう、看板の掲示等により周知することを義務づけております。

つきましては、大変お手数をお掛け致しますが、貴団体会員様へ周知していただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

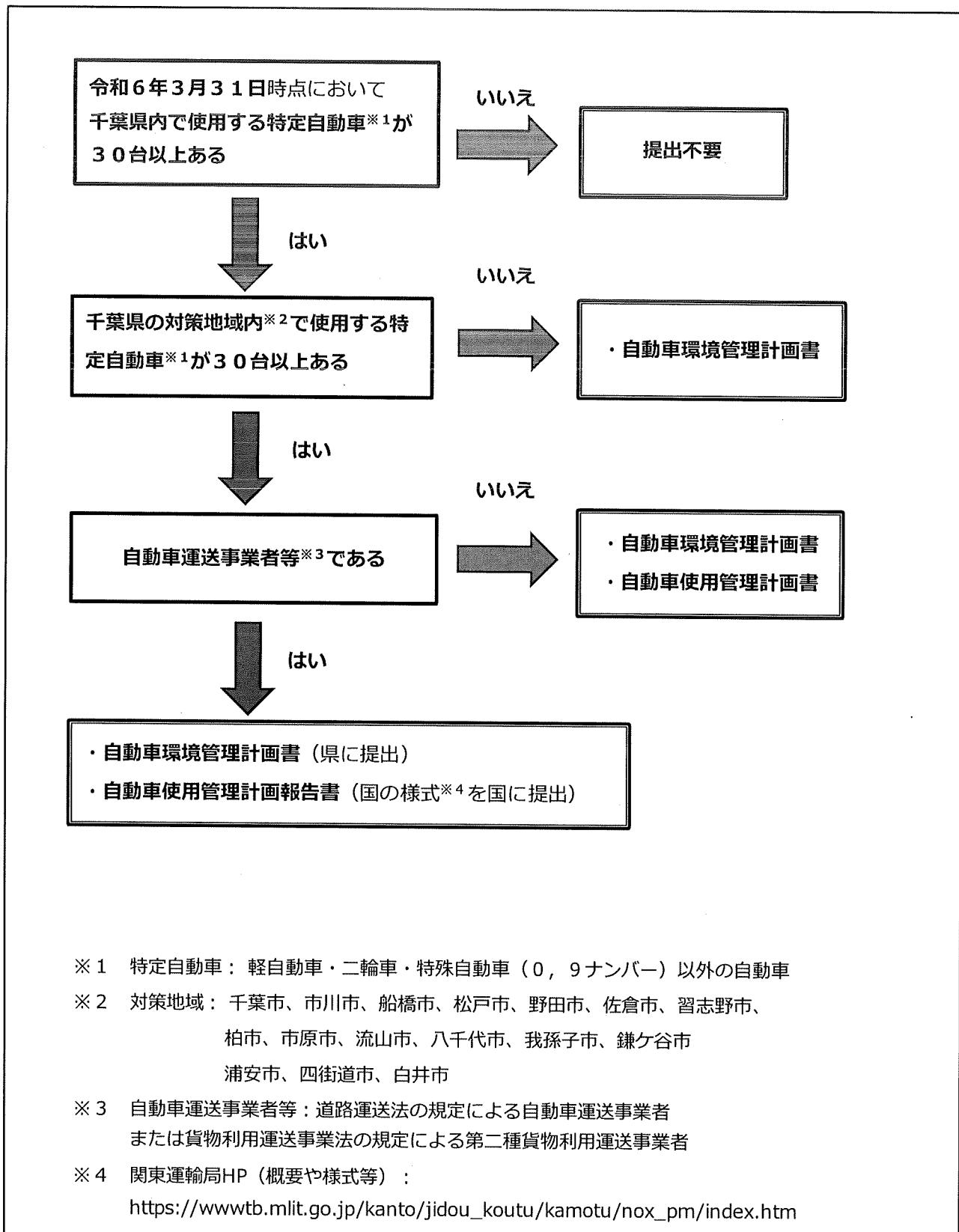


【担当】
〒260-8667
千葉市中央区市場町1-1
千葉県環境生活部大気保全課
自動車環境対策班
TEL: 043-223-3557

1. 提出する報告書等の確認

下記のフローチャートを参考に必要書類を作成してください。

「自動車環境管理計画書」を提出した翌年度からは「自動車環境管理実績報告書」を、
「自動車使用管理計画書」を提出した翌年度からは「自動車使用管理状況報告書」を
提出してください。



2. 様式の入手方法

千葉県 WEB サイトよりダウンロードしてください。

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyoukanri/kankyoukanri.html>

作成にあたっては、WEB サイトに公開している「令和 6 年度提出用作成の手引き」を御参照ください。

3. 報告書等の提出方法

① <E メール>

下記あてに様式の Excel ファイルを添付して送付してください。

E メールアドレス: car2@mz.pref.chiba.lg.jp

② <電子申請>

「ちば電子申請サービス」を利用して提出してください。

URL: <https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/>

手続き名：「千葉県環境保全条例」及び「自動車 N O x ・ P M 法」に基づく
計画書・報告書等について

③ <郵送>

C D – R に様式の Excel ファイルを格納して提出してください。 (返却不可)

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県環境生活部大気保全課自動車環境対策班 (本庁舎 3 階)

4. 提出期限

① 自動車環境管理計画書

該当することとなった日から 90 日以内

② 自動車使用管理計画書

該当することになった日から 3 か月以内

(①と同じファイル内にあり自動作成することができます)

③ 自動車環境管理実績報告書 (自動車環境管理計画書を提出済みの場合)

令和 6 年度の実績を記載した報告書を 令和 6 年 6 月 29 日 (土) までに提出してください。

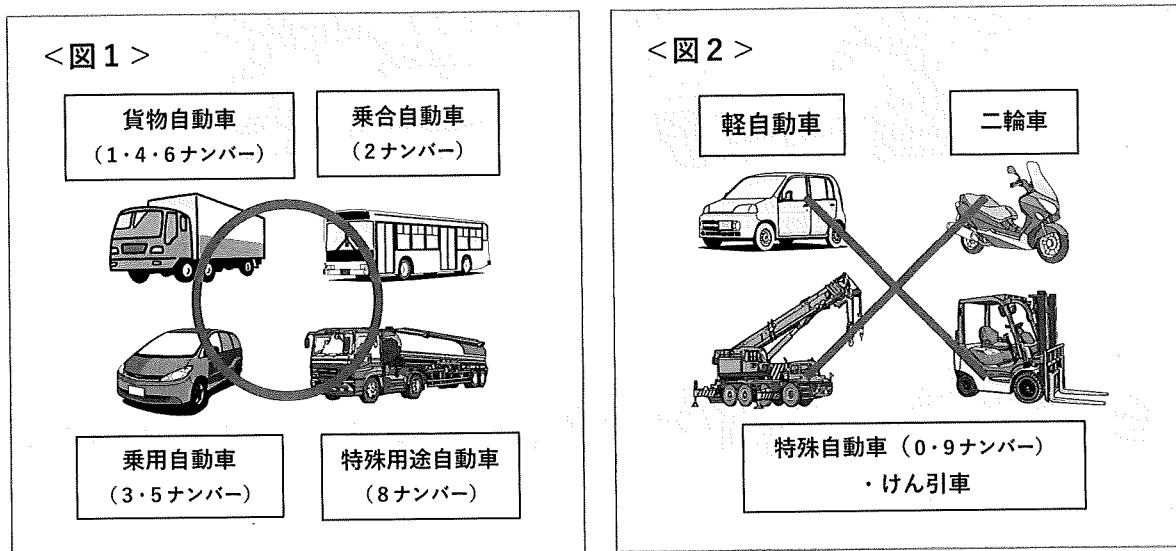
④ 自動車使用管理状況報告書 (自動車使用管理計画書を提出済みの場合)

6 月 30 日 (③と同じファイル内にあり自動作成されます)

自動車環境管理実績報告書 Q & A

Q 1 どんな自動車が対象となりますか？

A 1 <図1>のように、貨物自動車（1・4・6ナンバー）、乗合自動車（2ナンバー）、乗用自動車（3・5・7ナンバー）、特種用途自動車（8ナンバー）が対象となります。なお、<図2>の軽自動車、二輪車、特殊自動車（0・9ナンバー）及びけん引車は除きます。

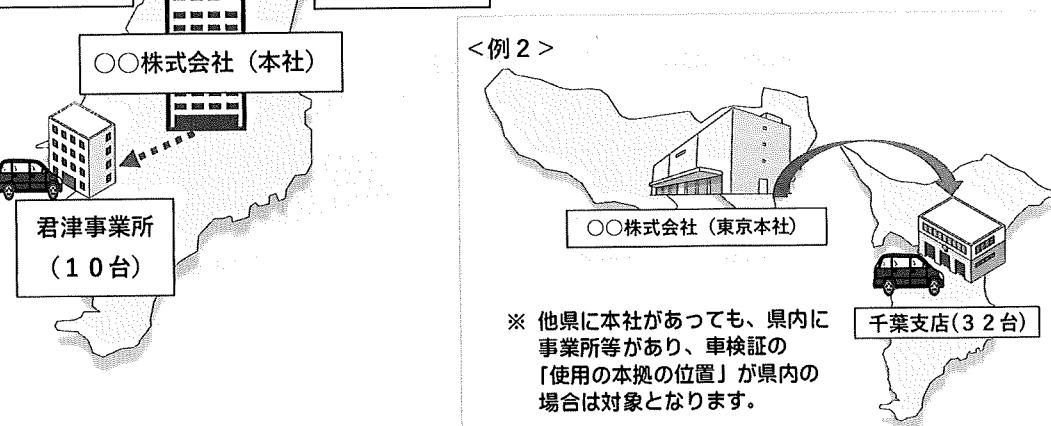
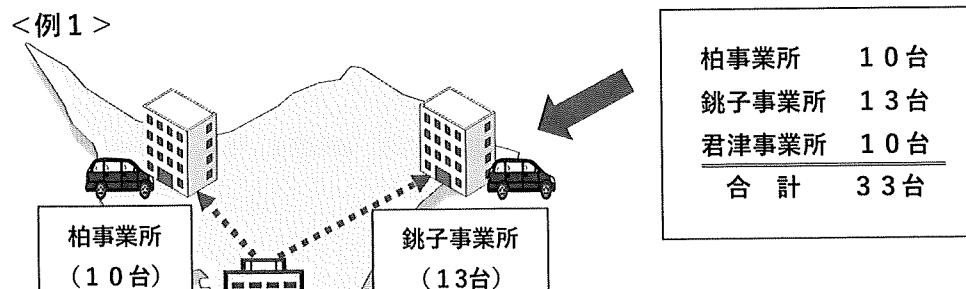


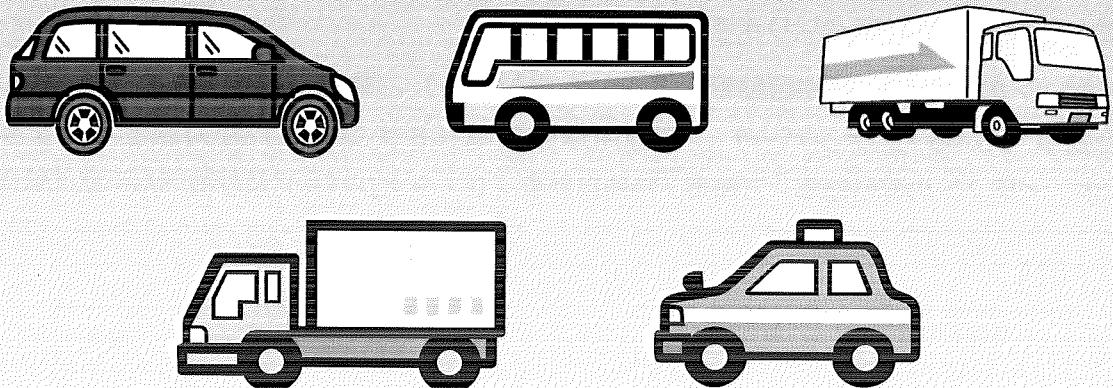
Q 2 千葉県内で複数の事業所(支店・営業所など)があり、各々の使用台数が30台未満の場合は、提出が必要となりますか？

A 2 提出は必要です。

例えば<例1>のように、合計で33台使用している場合は、提出は必要です。

なお、<例2>のように、東京に本社がある場合でも、千葉支店で32台使用しているので、提出が必要となります。





自動車を30台以上使用していませんか？

自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るために、千葉県内で特定自動車（軽自動車、二輪車、特殊自動車（0、9ナンバー）及び被けん引車を除きます。）を30台以上使用している事業者は「千葉県環境保全条例」に基づき「**自動車環境管理計画書**」を作成し、事業年度毎に「**自動車環境管理実績報告書**」を提出する義務があります。

また、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づき、千葉県内の対策地域内※1を使用の本拠として特定自動車を30台以上使用している自動車運送事業者等以外の事業者は、別途「**自動車使用管理計画書**」を作成し、事業年度毎に「**自動車使用管理状況報告書**」を提出する義務があります。

※1 対策地域：千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市

我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市

制度の概要の確認、様式のダウンロード等
詳細は千葉県ウェブサイトをご確認ください。

千葉県 自動車 30台

検索

「県内で30台以上の自動車を使用している事業者の届出義務」

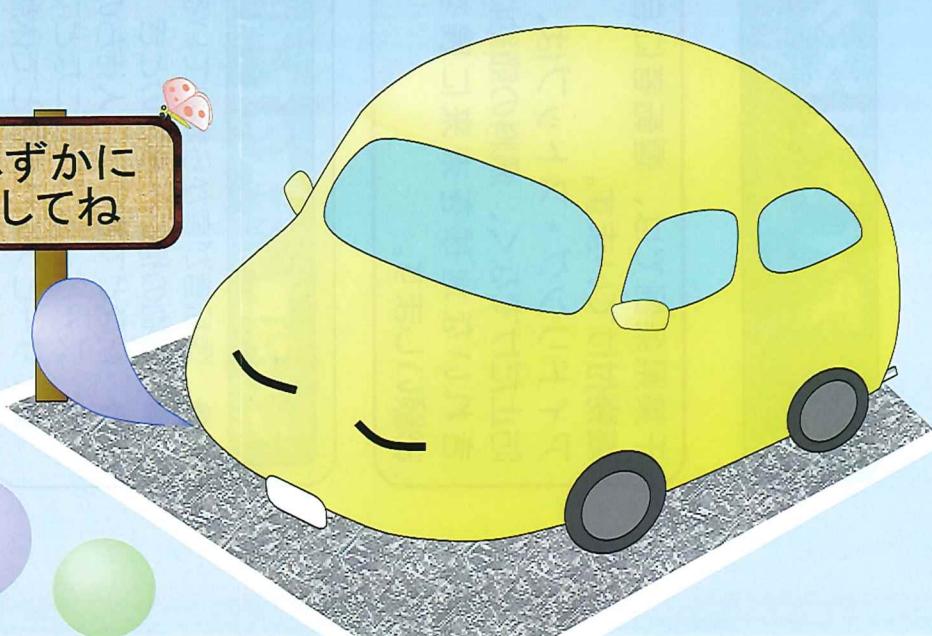
<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kankyoukanri/kankyoukanri.html>

アイドリング・ストップにご協力を

千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務付けられています。

駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

不要なアイドリングはやめましょう！
駐車場では車も休憩



アイドリング・ストップにご協力を！

～青い空、きれいな空気を子ども達に残すために～

(環境保全条例 第56条の6)

千葉県条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジン停止を義務付けています。

アイドリング・ストップは、大気汚染の改善、騒音の低減及び地球温暖化の防止だけでなく、燃料の節約にもつながります。

きれいな地球を未来に残すため、アイドリング・ストップにご協力を
お願いします。

こんな時、不要なアイドリングはやめましょう！

- 運転者が車から離れているとき
- 荷物の積み下ろしのとき
- 駅などで客待ち、人待ちのとき
- スーパー・コンビニなどで買い物のとき
- サービスエリアなどで休憩するとき

忘れずに！



エコドライブキャラクター
「エコ丸クン」

「1日10分間アイドリング・ストップを行った時の効果」 (環境省資料より)

代表的な車種	燃料消費量 (l/年)	二酸化炭素排出量 (kg/年)
乗用車 (2000ccガソリン車)	51.1	32.85
大型トラック (10t積ディーゼル車)	80.3~109.5	58.4~80.3

乗用車は、20分のアイドリングで牛乳瓶1本以上の燃料が使われます。

アイドリング・ストップで青い空、きれいな空気を守りましょう！

こんな場合は、アイドリング・ストップ義務の対象外！

- 信号待ち・交通渋滞・人の乗り降りで停車する場合
- 貨物の冷蔵装置等の動力として使用する場合
- 緊急自動車を緊急用務で使用する場合

運転者以外についても、次の事項が義務付けられています。

自動車を使用する事業者

事業者が管理する自動車の運転者にアイドリング・ストップをするよう指導してください。

収容能力20台以上又は面積500m²以上の駐車場の設置者及び管理者

駐車場の利用者がアイドリング・ストップをするよう、看板の掲示等により周知してください。

千葉県条例では、駐停車中のエンジンの停止が義務づけられています。
駐車したら、エンジンを速やかに停止してください。

貨物の積卸し施設設置者

冷蔵装置等を有する貨物自動車が積卸しの際、エンジンを停止した状態で冷蔵装置等を稼動できるよう、外部電源の設置に努めてください。

<問い合わせ先>

千葉県環境生活部 大気保全課 043(223)3810

<TEL>